

自治体名

壮警町

本事業の担当部局名

住民福祉課

子育て支援係

事業メニュー	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム				
区分	一般メニュー				
関連事業メニュー	その他、ライフデザイン・結婚支援重点推進事業				
個別事業名	壮警町結婚新生活支援補助金			新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	事業開始年度	令和4年度
総事業費(A)(円)	1,200,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	1,200,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	1,200,000				
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり				
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け	<自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 本町における、婚姻数について、年々減少傾向にあることから、緊急に対策を講じる必要がある。				
	<本個別事業の位置付け> 今後のまちづくりを支える若い世代の結婚を支援することにより、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを目指すため、新規婚姻世帯に対する支援を実施するものである。				
個別事業の内容	1. 概要				
	【対象費用】				
	☐ 住宅取得費用 ☐ 住宅リフォーム費用 ☐ 住宅賃借費用 ☐ 引越費用				
	【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満		
		自治体独自基準			
	年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯		
		自治体独自基準			
	【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載				
	29歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円		
自治体独自基準					
39歳以下 の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円			
	自治体独自基準				
【その他独自要件】					
・夫婦の双方又は一方の住民登録が壮警町内であること。 ・補助金の交付日から2年以上町内に居住する意思があること。 ・市町村民税に滞納がないこと。 ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 ・町の指定する講座等を受講または受講を予定していること。					

2. 申請見込

①新規世帯見込	3	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	1
	その他	2

【世帯数積算根拠】

- ・29歳以下 1世帯×60万円(補助上限)×1/2=30万円
- ・39歳以下 2世帯×30万円(補助上限)×1/2=30万円

【金額積算根拠】

<上限額>				<左記の上限額の合計を使用しない場合の積算>	
(29歳以下)	1	世帯	× 600,000 円 =	600,000 円	
(その他)	2	世帯	× 300,000 円 =	600,000 円	
合計				1,200,000 円	

3. 広報の実施予定

令和8年6月広報にて周知を行っている。

参考指標 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績値(時点)
	合計特殊出生率		1.24 (令和7年度)
	婚姻件数	件	5 (令和7年度)
	婚姻率		2.26 (令和7年度)